

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝楽堂病院（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員及び評議員の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
3. 評議員会へ出席し、議題・議案を説明する理事、監事にも同様に報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
4. 施設（病院）、本部事務局の職を兼務する代表理事、業務執行理事は、職員給与に含み役員報酬としては支払わない。
5. 原則として各年度の総額が一人辺り30万円を超えない範囲で支給する。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 役員が理事会以外で法人及び施設（病院）の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 評議員が評議員会以外で法人及び施設（病院）の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
4. 原則として各年度の総額が一人辺り30万円を超えない範囲で支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設（病院）の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
3. 原則として各年度の総額が一人辺り30万円を超えない範囲で支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 旅費は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。
4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。
6. 原則として各年度の総額が一人辺り30万円を超えない範囲で支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規定を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なくてはならない。

附 則

(施行日)

本規程は、平成30年6月22日から施行する。ただし、この規定は、平成29年6月16日から適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	9,660 円	2,000 円
評議員会出席報酬等	9,660 円	2,000 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
役員及び評議員業務報酬等	9,660 円	2,000 円
監事監査指導報酬等	9,660 円	2,000 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	12,000 円	9,660 円	実 費